

安曇野市穂高交流学習センター使用料

区分		使用料			
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
楽屋 1、楽屋 2 及び楽屋 3（多目的交流ホールを利用する場合に限る。）		1 室につき 170円	1 室につき 280円	1 室につき 310円	1 室につき 740円
学習室	入場料を徴収しないで利用する場合	410円	520円	470円	1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	470円	620円	520円	1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	570円	730円	620円	2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	620円	830円	730円	2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	730円	940円	830円	2,880円
展示ギャラリー	入場料を徴収しないで利用する場合	1 日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 日につき 6,700円			

交流広 場					
	3,000円を超え5,000円以下の入 場料を徴収して利用する場合			1日につき	7,640円
	5,000円を超える入場料を徴収 して利用する場合			1日につき	8,590円
	入場料を徴収しないで利用する 場合			1日につき	5,230円
	2,000円以下の入場料を徴収し て利用する場合			1日につき	6,280円
	2,000円を超え3,000円以下の入 場料を徴収して利用する場合			1日につき	7,330円
	3,000円を超え5,000円以下の入 場料を徴収して利用する場合			1日につき	8,380円
	5,000円を超える入場料を徴収 して利用する場合			1日につき	9,420円
平台	1式	200円	200円	200円	620円
音響反射板	1式	3,660円	3,660円	3,660円	11,000円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
携帯用スクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台	1台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	200円	620円
司会者台	1台	100円	100円	100円	310円
移動観覧席	1式	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
シーリングライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
サスペンションライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
ロアーホリゾンライト	1式	830円	830円	830円	2,510円
アッパーホリゾンライト	1式	830円	830円	830円	2,510円
放送設備（マイク1本付き）	1式	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
ワイヤレスマイク	1本	520円	520円	520円	1,570円
携帯用拡声器	1台	520円	520円	520円	1,570円
ビデオデッキ	1台	520円	520円	520円	1,570円
DVDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円

カセットテープレコーダー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
CD・MDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
プロジェクター	1 台	2, 200円	2, 200円	2, 200円	6, 600円
イベント用テント	1 張	520円	520円	520円	1, 570円
ピアノ	1 台	3, 140円	3, 140円	3, 140円	9, 420円
展示ケース	1 台	1 日につき 1, 040円			

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - （1） 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分の30を乗じて得た額
 - （2） 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - （3） 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - （4） 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額